

津島市国土強靱化地域計画（案）に係る意見募集の結果

No.	ご意見	市の考え
1	<p>【1】 P31・32 第3章 津島市の強靱化に向けた基本的な考え方 3.2 津島市の強靱化を進める上での留意事項 (2) 効果的な施策の推進に係る事項 キ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人市民等に十分配慮して施策を講じる。</p> <p>P44 第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針 5.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針 (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 2-1 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 No.7・8</p> <p>★上記の2つの案についての意見・要望 十分配慮する対象に「アレルギーを有する者」を加え、明記する。 ・乳アレルギー用ミルク・アレルギー特定原材料不使用アルファ化米の備蓄。</p>	<p>本市といたしましても、避難所の運営や災害に備えた食糧の備蓄等につきまして、アレルギーを有する方に配慮した施策を推進していきます。平成31年4月に改訂した「津島市避難所運営マニュアル」では、避難してきた人々の受付をする際に、「障がいのある人、病気、アレルギー疾患のある人、妊産婦、乳幼児、高齢者、女性、子ども、外国人など、避難生活で特に配慮を要することがあるか確認する」こととしており、食糧を配給する際には、「利用者に、食物アレルギーや宗教上の理由から食べられないものがないか必ず確認し、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの（資料）を参考に、配給を行う」こととしております。また、避難所の運営について、高齢者、障がいのある人、病気やアレルギー疾患のある人、妊産婦、乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策を行う「要配慮者支援班」を設置することとしております。なお、令和元年度より、災害に備えて市が購入する全てのアルファ化米について、アレルギー特定原材料等27品目を使用していないことを条件に備蓄を進めております。</p> <p>被災地に送られる支援物資に関しまして、国は物資の品目を「食品・飲料」「衣類」「台所・食器」「電化製品」「生活用品」「作業道具」「避難所備品・応急用品」に分類しています。この分類は全国の市町村が共通して使用する枠組みであり、また、この分類には「医療用物資」という品目はないことから、アレルギー対応支援物資を医療用物資として取り扱うことは致しかねます。</p>

<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食料品の物資への紛れ込みを防ぐため、アレルギー対応支援物資は医療用物資として扱う。 ・アレルギー対応支援物資を載せた車両を、乗入制限の対象としない仕組みづくり。 ・避難所での入浴時、感染する恐れのない皮膚症状を理由に、施設の利用を拒否しない。 など <p>☆意見の理由・要望するに至った経緯</p> <p>アレルギーを有する者は、一般の食料品を誤って摂取すると亡くなる場合があります。備蓄していても阪神淡路大震災や東日本大震災の際には、持ち出すことが出来ないということが起きました。これらの教訓から災害時のアレルギー対応は知られるようになりましたが、津島市でも準備して頂きますようお願いいたします。</p> <p>日本アレルギー学会・厚生労働省によるアレルギーポータルサイト https://allergyportal.jp/just-in-case/ 参照ページ</p> <p>【2】 P87 第6章 施策分野・横断分野ごとの強靱化施策の推進方針 6.1 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針 (2) 産業・観光・市民生活 79 感染拡大防止資機材の整備</p>	<p>災害時における車両の乗入制限に関しましては、大規模災害が発生した際、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止される場合がありますが、災害応急対策等に従事する車両は、所定の手続きを受けると標章が交付され、標章を車両に掲示することで規制区間を通行できる制度があります。この制度では、アレルギー対応支援物資を載せていないに関わらず所定の手続きを受ければ標章が交付され、規制区間を通行することができます。</p> <p>避難所での入浴に関しましては自衛隊等による仮設風呂の設置や移動入浴車の訪問等が考えられ、多くの場合は市以外が運営することとなりますが、市としましても自衛隊や支援団体等と連携し、人権に配慮するよう努めてまいります。</p> <p>以上のこと及びご意見を鑑み、第3章3.2(2)効果的な施策の推進に係る事項のキにつきましては、「女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人市民等に十分配慮して施策を講じる。」から「女性、高齢者、子ども、障がい者、<u>アレルギー疾患のある人</u>、外国人市民等に十分配慮して施策を講じる。」へ修正し、また、第5章5.1(2)2-1No.7の内容について、「市全体の備蓄を図る。」から「<u>アレルギー疾患等に配慮し</u>、市全体の備蓄を図る。」へ修正いたします。</p> <p>応急仮設住宅は、災害救助法に基づき設置される住宅で、地震等の被災者が一時的に入居し、復旧復興した場合は撤去されます。このため現在、当市には、応急仮設住宅はございません。また、新型コロナウイルス感染症やその</p>
----------	--	--

<p>★P87 についての意見・要望 災害時の仮設住宅を、天災以外にも活用する。</p> <p>☆意見の理由・要望するに至った経緯 新型コロナウイルス感染症やその他の指定感染症が拡大し続けた場合、自宅療養を言い渡されることがありますが、指定感染症に感染して自宅で過ごすのは現実的ではありません。感染しないように気を付けていると思っているだけで十分な知識も準備もないまま、療養というより家族の陽性確認を待っているだけになります。自宅に居れば、生活物資が足りなくなり買い物に行く人もいます。本来、県が用意すべき入院、待機の施設がなくなった場合、津島市が用意した仮設住宅で過ごすことが出来れば新たな感染を防ぐ助けになります。</p>	<p>他の指定感染症等のために、災害救助法を適用し、応急仮設住宅を建築することは認められていません。</p>
---	--